

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」 報告書に係る取組状況について

国土交通省 自動車交通局
平成20年6月24日

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書に係る取組状況について

【※】は資料2において、詳細な資料があるもの。

項 目	指 摘 内 容	取 組 状 況
1. 重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保		
(1)療護センターの活用	①療護センターの長期滞留傾向の解消	●平成19年4月以降の入院から入院期間を最長3年間に設定。
	②療護センターの認知度の向上	●脳神経外科・意識障害学会等の学会や医療専門誌等への発表を実施。
	③療護センターの治療・看護技術の普及	●短期入院協力病院(以下「協力病院」)等に対する研修を実施。
(2)療護センター機能の委託	意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、治療・看護機会の拡充	●平成19年9月、北海道・九州地区において、療護センター機能の一部を委託する一般病院を決定し、12月より患者の受入を開始した。【※】 (委託先) ・北海道：医療法人医仁会中村記念病院(12床、8名) ・九州：特定医療法人雪ノ聖母会聖マリア病院 (16床、11名。今年度20床に増床予定)
(3)短期入院協力病院の拡充等	①短期入院協力病院の指定数を増やし、各都道府県に協力病院を確保	●これまでに67病院を指定し、各都道府県に1以上の協力病院を指定。平成20年度も、受給者の利便性の高い病院を指定する予定。【※】
	②協力病院と療護センター等との連携・交流	●受入設備(介護用特殊浴槽、介護リフト等)の整備や、療護センターへの研修に係る費用等を支援。今後、研修の頻度を高める方策を検討。【※】
(4)介護料の支給対象品目等の見直し	①介護料の支給対象品目をニーズの高いものへ見直し	●重度後遺障害者世帯からニーズが高かった①紙おむつ②尿とりパッド③痰吸引用カテーテルの3品目について、平成19年度より介護料支給対象品目に追加。
	②介護料や短期入院費用助成に関する支給要件見直し	●事情に応じ、14日を超える短期入院について、助成を認めることとした。 ●特I種(脳損傷者)の介護料支給対象者に2年度毎に提出を求めている診断書について、その期間の延長の可否を検討。

項目	指摘内容	取組状況
2. 心のケアや情報提供を受けることが出来る環境の整備		
(1)関係機関等との連携体制の構築	国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築	●関係機関・団体との連絡調整、地方運輸局及び NASVA への指導を行うとともに、被害者保護に係る企画・立案を総合的につかさどる「被害者保護企画官」を、平成 20 年 7 月より、国土交通省自動車交通局保障課に設置。【※】
(2)自動車事故対策機構による相談対応や情報提供の充実	①相談窓口機能の充実・提供情報の拡充	●各関係機関・団体が行っている各種支援策の情報を集約し、交通事故被害者やその家族に対し総合的な情報提供を行う窓口として、平成 19 年 10 月、「NASVA 交通事故被害者ホットライン」を開設した。【※】
	②被害者家族が必要とする各種情報の資料化・配付	●NASVA 支所担当者による在宅訪問の拡充、被害者団体との連絡会議の開催など、被害者家族に対するサポート体制を強化する。【※】
	③関係機関への積極的な PR・広報活動	
(3)被害者団体の活動の支援	①国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援	●国土交通省及び NASVA において、「日本脳外傷友の会」「全国遷延性意識障害者家族の会」年次総会等を後援。
	②被害者の活動の広報	●検討中
3. 損害賠償の保障の充実		
(1)高次脳機能障害認定システムの充実	現行の高次脳機能障害認定システムについて、専門家の意見を踏まえ問題の有無等を検討	●損害保険料率算出機構に設置された検討委員会での検討の結果、調査様式の改定等の見直しを実施され、平成 19 年 4 月から見直し後の認定システムによって審査を開始。
(2)政府保障事業における運用の変更	可能な限り自賠責保険に近い損害てん補が行われるよう運用を変更	●政府保障事業の損害てん補基準を告示したほか、平成 19 年 4 月より、政府保障事業における重過失減額制度を導入。 ●保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を 2 年から 3 年に延長(平成 22 年施行予定)。 【参考】自賠責保険の本人請求(15 条)、被害者請求(16 条)についても同様に、請求時効を 2 年から 3 年に延長(平成 22 年施行予定)。

項 目	指 摘 内 容	取 組 状 況
4. その他の被害者救済対策		
(1)診療報酬基準案の全国的な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	●山梨、岡山の2県について、医師会・損保業界において、協議を継続中。
(2)自賠責保険の保険金限度額の検証	自賠責保険の保険金限度額について、現時点の総損害額の実態調査し、現行水準を検証	●損害保険協会の協力により、平成17年度の死亡及び重度後遺障害に該当する事案の実態調査を行い、平成9年度の検証結果との比較を行ったところ、損害額に大きな変動は見られなかった。
(3)自賠責保険金の支払適正化措置等の充実	①国土交通省における審査システムの改善等審査体制の強化	●審査対象事案を検証し、早期に問題となる事案を抽出するための具体的方策について、損害保険料率算出機構等と協力し、検討する。
	②紛争処理機構の審査体制の充実	●申請件数の増加に対応すべく、紛争処理委員会の開催数を増回するとともに、紛争処理事務処理人員を増員するなど、体制を整備。【※】 ●本年4月より、機構内に検討会を設け、申請書や照会書の様式改定、当事者との面談の導入等、信頼を高める紛争処理方法を検討中。【※】
(4)重度後遺障害者の生活支援に関する議論等	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態把握に努め、関係者と真摯に議論を継続	●今年度より、実態等の調査を行うとともに、「親亡き後問題」に関する検討会を開催し、検討を行う。【※】
(5)保険会社等による対応	保険会社等において、一層の適正化を図るための検討を行い、適切な対応を行う	●保険会社において、①パンフレットの内容充実(一括払制度の説明)、②後遺障害等級認定理由の説明文書の明確化、③異議申立時の事務処理ルールの明確化を行っている。 ●後遺障害等級認定に対する被害者の懸念や不安を解消するための方策について、昨年11月より、損保業界と定期的に協議を行っている。その結果、後遺障害等級認定再診断制度を再構築することとした。【※】

項 目	指 摘 内 容	取 組 状 況
5. 事故発生防止対策		
事故発生防止対策の見直し	新たな安全対策の方向性を踏まえた見直し、重点化に努める	<ul style="list-style-type: none"> ●ASV(衝突被害軽減ブレーキ)の普及を促進するため、平成 19 年度に補助制度を創設した。【※】 ●平成 19 年度より、ドライブレコーダを活用したヒヤリハット等のデータを乗務員の安全教育に活用するための方策の検討を進めている。【※】 ●平成 20 年度、中小トラック事業者間の安全情報の共有や、荷主との安全運行体制の確立等を図るため、「トラック事業の安全対策リーディングモデル創出事業」を行う。【※】
6. 引き続き検討すべき課題		
(1)救急治療の支援	ドクターヘリ等新たな救急手段の動向を踏まえつつ、厚生労働省における施策との連携・協力を検討	●救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が成立。施行(平成 19 年 6 月)後 3 年を目途として、健康保険法等に基づく支払について検討を行うとされている。
(2)無保険車対策	関係省庁との調整による効果的な無保険車対策を検討	●無保険車に対する街頭指導を業界団体と協力して実施する。また、既に全国石油商業組合連合会(全石連)に協力を要請したところであるが、道路情報掲示板への掲載や、自動車が集まる施設における注意喚起等についても、依頼予定。